

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(平成31年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

経済土木委員会 会議録

1 日時

平成31年3月14日（木） 開会：午前10時 閉会：午後0時2分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第 1 号 市道路線の廃止について
議案第 2 号 市道路線の認定について
議案第 3 号 道の駅グランテラス筑西における指定管理者の指定について
議案第 4 号 平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）のうち所管の補正予算
議案第 5 号 平成30年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第 6 号 平成30年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第 7 号 平成30年度筑西市下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第11号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）
議案第16号 道の駅グランテラス筑西条例の制定について
議案第17号 筑西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
議案第32号 平成30年度筑西市一般会計補正予算（第10号）のうち所管の補正予算
-

4 出席委員

委員長	小島 信一君	副委員長	保坂 直樹君		
委員	増渕 慎治君	委員	外山 壽彦君	委員	金澤 良司君
委員	堀江 健一君	委員	秋山 恵一君	委員	榎戸甲子夫君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 川崎 智史君

委員長 小島 信 一

○委員長（小島信一君） 定刻となりました。ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であり、よって委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、市道路線議案2案、指定管理者議案1案、補正予算議案5案、条例議案3案について、それぞれ所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） それでは、経済部より審査を始めます。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち所管の補正予算について審査してまいります。

なお、議案第4号につきましては、複数の部にまたがるため、各部の審査終了後、採決いたします。

初めに、農政課から説明願います。

關農政課長、お願いします。

○農政課長（關 紀良君） 農政課の關です。よろしくをお願いします。着座にて失礼します。

○委員長（小島信一君） お願いします。

○農政課長（關 紀良君） 議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款6農林水産業費、項1農業費、2行目、被災農業者向け経営体育成支援事業2,436万1,000円につきましては、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、年度内に完成することが困難であることから、全額翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、産地パワーアップ事業1,493万2,000円については、昨年の第4回定例会で議決をいただいた事業でございますが、補助金交付予定の2団体のうち1団体の機械導入が受注生産により年度内完了が困難であることが確認されたことから、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、説明欄73、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金としまして1,643万9,000円を増額補正するものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

24、25ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、説明欄、被災農業者向け経営体育成支援事業としまして2,436万1,000円を増額補正をお願いするものでございます。内容といたしまして、平成30年9月末の台風24号により被害を受けた施設で営農を再開するために農産物の生産加工に必要な施設の再建、修繕復旧を行う農業者へ支援するものでございます。事業主体は、この台風24号により被害を受けた生産者43名でございます。支援内容は、農業用パイプハウス、多目的防災網、農機具格納庫等の再建、修繕でございます。補助率は、農業ハウス復旧の場合、園芸施設共済の加入と共済金を合わせて事業費の2分の1以内でございます。それと、園芸施設共済に未加入の方及びそのほかの施設、これは10分の3以内ということになっております。国の補助金です。

続きまして、市の補助金が10分の1.5以内ということになってございます。

経済部農政課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明願います。

なお、補足資料の提供がございましたので、お手元に配付させていただいております。

それでは、谷口ふるさと整備課長、説明願います。

○ふるさと整備課長（谷口裕一君） ふるさと整備課、谷口です。よろしくお願いします。

○委員長（小島信一君） お願いします。

○ふるさと整備課長（谷口裕一君） それでは、議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうちふるさと整備課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。第3表、地方債補正、1、変更でございます。県営かんがい排水事業2,490万円を2,190万円に、県営圃場整備事業4,210万円を5,490万円に、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業540万円を740万円に、それぞれ地方債の借り入れ限度額の変更をお願いするものでございます。これらは、県営事業の事業費確定によるものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、説明欄59、大区画化圃場促進事業費補助金5万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、県営圃場整備事業経営体黒子地区の事業費確定によるものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目6農林水産業債、節1農業債1,180万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄3、県営かんがい排水事業債300万円の減額、内訳は、県営かんがい排水事業（田谷川堰）320万円の減額、農業用河川工作物応急対策事業（茂田堰）30万円の減額、同じく大前堰90万円の増額、霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業40万円の減額、これらは県営かんがい排水事業の事業費確定によるものでございます。

続きまして、説明欄6、県営圃場整備事業債1,280万円の増額、内訳といたしましては、大宝沼地区220万円の減額、西田地区1,430万円の増額、蓮沼地区70万円の増額、これらは県営圃場整備事業の事業費確定によるものでございます。

続きまして、説明欄16、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業債200万円の増額、これは県営ストックマネジメント事業（伊讃美揚水機場）の事業費確定によるものでございます。

続きまして、24、25ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節19負担金補助及び交付金976万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄、かんがい排水事業（田谷川堰）360万円の減額、基幹水利施設ストックマネジメント事業（伊讃美揚水機場）213万1,000円の増額、圃場整備事業（経営体・黒子地区）4万9,000円の増額、圃場整備事業（経営体・大宝沼地区）352万4,000円の減額、圃場整備事業（経営体・西田地区）1,390万円の増額、圃場整備事業（経営体・蓮沼地区）36万円の増額。

次ページ、お開き願います。説明欄、農業用河川工作物応急対策事業（茂田堰）40万円の減額、農業用河川工作物応急対策事業（大前堰）85万3,000円の増額でございます。これらは、県営事業の事業費確定によるものでございます。

次に、目7霞ヶ浦農業用水推進事業費、節19負担金補助及び交付金、説明欄、霞ヶ浦用水建設推進費58万7,000円の減額補正をお願いするものです。これは、県営事業の事業費確定によるものでございます。

ふるさと整備課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第11号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）」について審査してまいります。

引き続きふるさと整備課から説明願います。

谷口ふるさと整備課長、お願いします。

○ふるさと整備課長（谷口裕一君） 議案第11号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正」のうち、ふるさと整備課所管につきましてご説明申し上げます。

裏面の2ページをお開き願います。筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、上から2段目になります。別表第2、第5項中、地籍調査推進員、月額2,000円を下段の3段目の地籍調査推進員、時間1,000円に改めるものでございます。これは、地籍調査実施年度における推進員さんの報酬によるものです。

ふるさと整備課所管の説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第11号の採決をいたします。

議案第11号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）」の賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第32号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち経済部所管の補正予算について審査してまいります。

商工振興課から説明願います。

○商工振興課長（松村佐和子君） 松村でございます。よろしくお願いいたします。では、座って失礼いたします。

○委員長（小島信一君） それでは、松村商工振興課長、お願いします。

○商工振興課長（松村佐和子君） 商工振興課、松村でございます。よろしくお願いいたします。では、議案第32号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち商工振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款7項1商工費、事業名、プレミアム商品券発行事業（子育て世帯・非課税者向け）729万2,000円につきましては、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、年度内に完了することが困難であることから、全額翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7商工費国庫補助金、節1商工費補助金、説明欄1、プレミアム付商品券事業費補助金729万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

次に、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款7項1商工費、目2商工振興費、説明欄、プレミアム商品券発行事業（子育て世帯・非課税者向け）729万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、全員協議会で説明させていただきましたとおり、消費税引き上げに伴う低所得者、子育て世帯への支援と地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、平成31年度にプレミアム付き商品券の販売を国の全額補助により実施するため、準備経費といたしまして今回事業費200万円と住民情報システム改修委託料529万2,000円を計上させていただくものでございます。

商工振興課所管の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） ありがとうございます。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第32号の採決をいたします。

議案第32号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち経済部所管の補正予算の賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、経済部から土木部への執行部の入れかえをお願いいたします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（小島信一君） それでは、土木部の所管の審査に入ります。

議案第1号「市道路線の廃止について」から審査してまいります。

道路維持課から説明願います。

なお、議案第1号、第2号につきましては、補足資料の提供がございましたので、お手元に配付させていただいております。

それでは、神戸道路維持課長、お願いします。

○道路維持課長（神戸清臣君） 道路維持課、神戸です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第1号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。2ページをお開き願います。廃止路線数は、明野地区2路線及び協和地区1路線の廃止でございまして、廃止の延長は295.9メートルでございます。

調書番号1番、明8・2069号線につきましては、民地になっているところを道路として認定しておりま

したが、未供用道路であり、現況も存在しない路線の全部を廃止するものでございます。

調書番号2番、明8・0843号線につきましては、田宿猫島線の整備に伴い、路線の全部を廃止するものでございます。

調書番号3番、協4208号線につきましては、土地改良事業の際、廃止が漏れ、現況水路を道路として認定している路線の全部を廃止し、是正するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長、幅員については、記載のとおりでございます。

次のページが市道廃止路線位置図でございます。

次のページからが市道路線廃止図でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） わかりました。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第1号の採決をいたします。

議案第1号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

引き続き、議案第2号「市道路線の認定について」審査してまいります。

道路維持課から引き続き説明願います。

神戸道路維持課長、お願いします。

○道路維持課長（神戸清臣君） 議案第2号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。2ページをお開き願います。認定路線数は、下館地区2路線及び明野地区1路線の認定でございまして、認定の延長は351.83メートルでございます。

調書番号1番、下3ブロック672号線につきましては、開発行為により造成した土地の道路部分を市道として認定するものでございます。

調書番号2番、下5ブロック870号線につきましては、茨城県西部メディカルセンターの整備に伴い、アクセス道路として整備された道路のうち、市道認定がなされていない部分を新たに市道として認定するものでございます。

調書番号3番、明8・0843号線につきましては、議案第1号における調書番号2番の田宿猫島線の整備に伴って起点を変更し、新たに50メートルの延長を加えて再認定するものでございます。

各認定路線の起点、終点及び延長、幅員については、記載のとおりでございます。

次のページが市道認定路線位置図でございます。

次のページからが市道路線認定図でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第2号の採決をいたします。

議案第2号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第3号「道の駅グランテラス筑西における指定管理者の指定について」審査してまいります。

道の駅整備課から説明願います。

伊坂道の駅整備課長、お願いします。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） 道の駅整備課の伊坂でございます。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

議案第3号「道の駅グランテラス筑西における指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。この議案につきましては、指定管理者を指定するために議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、公の施設は名称、道の駅グランテラス筑西、所在、筑西市川澄1850番地でございます。2、指定管理者は名称、株式会社ちくせい夢開発、代表者、代表取締役、須藤茂、所在、筑西市川澄1850番地でございます。3、指定の期間は平成31年4月1日から平成42年3月31日までの11年間でございます。平成31年2月27日提出でございます。

次のページをお開き願います。道の駅グランテラス筑西の指定管理業務に係る仮協定書でございます。管理運営会社につきましては、持続的かつ安定的な運営のため、収益性を確保するとともに、地域住民の参画や地域活性化への貢献等の公益性の高い取り組みを行うことが期待されるため、市と民間で構成される第三セクターを新たに設置することとし、昨年9月5日に設立しました株式会社ちくせい夢開発を道の駅グランテラス筑西の指定管理候補者として2月1日に仮協定書を結んだものでございます。

第2条の指定期間が11年となっておりますが、今議会におきまして議案第12号「筑西市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正」が議案として提出されております。同条例第7条の指定期間において上限を5年から10年と改正しており、また同条第2項を追加し、公の施設を新たに設置する場合においては、当該公の施設の供用開始の準備等のために特に必要と認めるときは、指定管理期間を1年を限度として延長することができると規定しております。これについては、道の駅に出店するテナントが柔軟かつ積極的な営業活動ができるとともに、指定管理が長期にわたって安定的な施設運営を行うことができるようにするためでございます。

第3条、4条でございますが、市からの指定管理料については、筑西市は株式会社ちくせい夢開発には原則支払わず、また株式会社ちくせい夢開発の納付金についても筑西市へは原則支払わないとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第3号の採決をいたします。

議案第3号「道の駅グランテラス筑西における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち土木部所管の補正予算について審査してまいります。

初めに、土木課から説明願います。

青木土木課長、よろしくお願いします。

○土木課長（青木 徹君） よろしくお願いいたします。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（9号）」のうち土木課所管について説明申し上げます。6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、玉戸・一本松線整備事業3,295万1,000円の繰越明許をお願いするものでございます。

理由でございますが、道路の基本設計をするに当たり、国道50号バイパス及び主要地方道筑西三和線との交差点協議に時間を要したこと、さらには、路線測量において地権者より土地の立ち入りの同意が得られなかったこともあり、基本設計に遅延が生じたため、繰り越しをするものでございます。

続きまして、8、9ページをお開き願います。第3表、地方債補正、1、変更でございます。地方債の借り入れ限度額の変更をお願いするものでございます。5段目にございます新中核病院周辺道路整備事業、限度額5,610万円でございますが、当初交付金の充当を考慮しておりましたが、交付金の確定により充当ができなかったため、起債額を4,470万円増額し、限度額を1億80万円に変更するものでございます。

次に、その下6段目にあります田宿猫島線整備事業、限度額6,410万円でございますが、事業費の確定に伴いまして起債額を240万円増額し、限度額を6,650万円に変更するものでございます。

次に、その下7段目にあります道路新設改良事業、限度額1億5,940万円でございますが、同じく事業費の確定に伴いまして8,480万円増額し、限度額2億4,420万円に変更するものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8土木費交付金、節1土木費交付金、説明欄の21、社会資本整備総合交付金でございますが、道路新設改良事業で3,738万2,000円の減額、新中核病院周辺道路整備事業で5,000万円の減額、田宿猫島線整備事業で5,950万円の減額となります。この3事業の交付金が確定したことにより、合わせて1億4,688万2,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。款22項1市債、目8土木債、節2道路橋梁債でございますが、第3表、地方債補正でご説明申し上げましたが、9、新中核病院周辺道路整備事業債で4,470万円の増額、その下10、田宿猫島線整備事業債で240万円の増額、その下11、道路新設改良事業債で8,480万円の増額を事業費確定に伴い補正をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。26、27ページをお開き願います。款8土木費、項2……

○委員長（小島信一君） 課長さん、もうちょっとゆっくりお願いします。ちょっとページめくるの間に合わないです。

○土木課長（青木 徹君） ああ、そうですか、済みません。

26ページ、27ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、説明欄の田宿猫島線整備事業でございますが、対象事業費が確定したため、節15工事請負費5,700万円の減額補正をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小島信一君） はい、わかりました。

質疑を願います。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） 1つだけ聞きたいのだけれども、6ページの繰越明許の部分で、2、道路橋梁費で今玉戸・一本松線の調査の立ち入りに同意ができなかったと言われていたけれども、これはどの部分なのですか。

○委員長（小島信一君） 青木課長。

○土木課長（青木 徹君） ご説明申し上げます。

筑西三和線がございまして、その付近の土地の立ち入りをちょっと拒まれたというような状況でございますが、忍耐強く説明に何度も足を運びまして、説得を行いまして、立ち入りの許可をあらかじめいただいたというところでございます。

○委員（堀江健一君） 田んぼの中ではないのだな。

○土木課長（青木 徹君） はい。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○委員（堀江健一君） 田んぼの中ではないのだな。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

それでは、次は道路維持課からになりますか。

道路維持課からの説明をお願いします。

神戸課長、お願いします。

○道路維持課長（神戸清臣君） よろしく申し上げます。

議案第4号「平成30年筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち道路維持課所管についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業7,044万5,000円の繰越明許をお願いするものでございます。理由でございますが、新大橋補修工事、田谷堰橋補修工事に着手いたしましたが、関係機関との計画に関する諸条件の協議に不測の日数を要したため、年度内の請負工事の完了が困難となりましたので、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、項3河川費、事業名、勤行川護岸整備事業3,360万円の繰越明許をお願いするものでございます。理由でございますが、下岡橋護岸整備工事におきまして、設計当初より護岸の崩落が進行しており、設計変更等の事態に対応するため、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、8、9ページをお開き願います。第3表、地方債補正、1、変更でございます。地方債の借り入れ限度額の変更をお願いするものでございます。8段目にございます道路長寿命化事業、限度額6,530万円でございますが、事業費の確定に伴いまして起債額を3,510万円減額し、限度額を3,020万円に変更をお願いするものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8土木費交付金でございますが、補正予算1億7,086万7,000円のうち道

路維持課分の2,378万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、説明欄の21、社会資本整備総合交付金で交付金対象事業の橋梁長寿命化事業の減額が確定したため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。款22項1市債、目8土木債でございますが、説明欄の12、道路長寿命化事業債は事業が確定したため、3,510万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。26、27ページをお開き願います。3、歳出、款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁維持費、説明欄の橋梁長寿命化事業が2,378万5,000円の減額になるものでございます。これは、交付金事業の交付決定額が確定したことによる減額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

それでは、次に道の駅整備課から説明願います。

伊坂道の駅整備課長、お願いします。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） よろしく願いいたします。

道の駅整備課所管の平成30年度一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。14、15ページ下段から16、17ページ上段となります。お開き願います。2、歳入、款18項1寄附金、目8節1、説明欄1、土木費寄附金200万円でございますが、一般社団法人茨城県トラック協会、会長につきましては小林幹愛氏となります。そこからいただきました道の駅整備事業への指定寄附金200万円を来年度予算に充当するために地域づくり振興基金に積み立てるもので、200万円の増額補正をお願いするものでございます。この寄附金につきましては、先月の2月5日に小林会長ほか役員の方3人と事務局長が市に訪れまして、目録を市長に持参し、後日市に納付いただいたものでございます。2月26日に納付いただいております。

寄附の理由については、県内に4カ所トラック休憩所がありますが、今後の維持管理費が約2,000万円今までかかっているようで、それを考えると、縮小したいと考えており、国道50号沿いの筑西市の道の駅にトラックが休憩できる施設ができることがありがたいということでありました。ちなみにこの周辺のトラック休憩所については、結城市にある県西トラック休憩所と、あとは国道50号沿いでは水戸市にある水戸トラック休憩所でございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、都市整備課から説明願います。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 都市整備課、阿部です。よろしくお願い致します。

○委員長（小島信一君） 阿部都市整備課長、お願いします。

○都市整備課長（阿部拓巳君） よろしく願い致します。議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち都市整備課所管についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、項4都市

計画費、事業名、八丁台地区外関係経費 1 億4,120万円の繰越明許をお願いするものでございます。理由でございますが、八丁台土地区画整理事業で必要となる調整池につきまして、土地境界確定に時間を要することから、調整池整備に伴う用地購入費6,000万円の繰り越しをするものでございます。調整池粗造成工事におきましては、真岡鐵道に隣接する土砂の排出運搬を行う際、当初は列車見張り員の配置による施工を予定しておりましたが、施工前再協議により、現場に配置された真岡鐵道係員による工事作業の管理と真岡鐵道の列車運行を制御する工事管理に変更して鉄道運行の安全を十分に確保し、より慎重に作業を行ってまいりました結果、年度内完了が困難となる見込みのため、調整池工事費7,620万円の繰り越し、また調整池に取水する樋管の設計に必要となる委託料500万円の繰り越しをするものでございます。

同じ下段、八丁台土地区画整理事業特別会計繰出金 1 億7,603万円の明許繰り越しをお願いするものでございます。理由でございますが、八丁台土地区画整理事業特別会計におきまして、事業費の一部につきまして繰り越しを予定しておりますことから、特別会計での繰り越しにあわせて繰り越しをするものでございます。繰り越し内容につきましては、議案第 7 号、特別会計でご説明申し上げます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、宅地開発課から説明願います。

○宅地開発課長（松本文男君） 宅地開発課、松本です。よろしくお願いします。

○委員長（小島信一君） 松本宅地開発課長、お願いします。

○宅地開発課長（松本文男君） 議案第 4 号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（9号）」のうち宅地開発課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8土木費交付金、節1土木費交付金、説明欄の21、社会資本整備総合交付金でございますが、宅地耐震化推進事業費の確定によりまして、減額 1 億7,086万7,000円のうち20万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。28ページ、29ページをお開き願います。款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料、説明欄、宅地耐震化推進事業でございますが、大規模盛土造成地変動予測調査委託料の確定に伴い、60万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第 7 号「平成30年度筑西市下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」について審査してまいります。

都市整備課から説明願います。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 都市整備課、阿部です。よろしくお願いします。

○委員長（小島信一君） 阿部都市整備課長、お願いします。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 議案第7号「平成30年度筑西市下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

○委員長（小島信一君） ちょっと待ってください。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 大丈夫でしょうか。

○委員長（小島信一君） はい、どうぞ。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,260万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月27日提出でございます。

続きまして、6、7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。款1区画整理事業費、項1土地区画整理事業費、事業名、市単八丁台土地区画整理事業1億2,300万円の繰越明許をお願いするものでございます。理由でございますが、都市計画道路中館・八丁線の280メートルの一部、下館中学校北側は現道よりかなりの切り下げ工事となり、加えて上下水道の布設がえが必要となることから、当初全面通行止めを予定しておりましたが、下館第二高等学校や下館中学校が隣接し通学路となっていることから、施工計画を見直し、仮設道路を設置して通行と安全を確保した上で、作業重機などが入る施工宿を設置する施工方法といたしました。このことにより擁壁工事や道路附帯工事の着手に約6カ月の遅延が生じ、それに伴い工事請負費9,700万円、設計委託料600万円の繰り越しをするものでございます。

また、区画整理地内南側88街区整備に伴う用地購入につきまして、予定地の一部に未相続の用地があり、年度内の登記完了が困難な状況となるため、用地購入費2,000万円につきましても繰り越しするものでございます。

次に、事業名、国補八丁台土地区画整理事業7,150万円の繰越明許をお願いするものでございます。この事業は、八丁台土地区画整理事業の早期完了を目指し、社会資本整備総合交付金を活用し、換地処分に必要な出来形確認測量、換地計画業務及び公共施設引継書の作成を行うものでございます。理由でございますが、都市計画道路中館・八丁線の工事が繰り越しとなることにより、関係する書類の年度内取りまとめが困難な状況となるため、工事の完了予定に合わせまして繰り越しをするものでございます。

次に、事業名、八丁台街路事業（交付金事業）7,500万円の繰越明許をお願いするものでございます。この事業は、社会資本整備総合交付金を活用し、都市計画道路の改良舗装工事を行うものでございます。理由でございますが、さきにご説明させていただきました都市計画道路中館・八丁線の関連工事着手に遅延が生じたことにより、当事業の道路改良舗装工事費につきましてあわせて繰り越しをするものでございます。

続きまして、下段、第3表、地方債補正、1、変更でございます。八丁台街路事業、限度額2,430万円でございますが、都市計画道路中館・八丁線道路改良舗装工事の事業費増に伴いまして、起債額420万円を増

額し、限度額2,850万円に変更するものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款3国庫支出金、項2交付金、目1節1土木費交付金、説明欄3、社会資本整備総合交付金でございますが、交付金の確定に伴い928万円の減額補正をするものでございます。

次に、款5財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入でございますが、保留地売払収入につきまして収入に合わせ、2,247万8,000円の減額補正をするものでございます。

次に、款7項1目1節1繰越金でございますが、社会資本整備総合交付金及び保留地売払収入の減額補正や起債限度額や歳出の増額補正に伴い、不足する財源として前年度繰越金2,989万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、款9項1市債、目1土木債、節1都市計画債、説明欄3、国補街路事業債でございますが、第3表、地方債補正でご説明申し上げましたとおり、都市計画道路中館・八丁線道路改良舗装工事の事業費増に伴い、420万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1区画整理事業費、項1土地区画整理事業費、目1区画整理費、説明欄の市単八丁台土地区画整理事業につきまして、事業費の増減はございませんが、保留地売払収入2,247万8,000円の減額補正に伴い、財源の組み替えをするものでございます。

次に、その下、説明欄の国補八丁台土地区画整理事業でございますが、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、当事業に計上しておりました道路改良舗装工事費につきまして1,269万2,000円の減額補正をするものでございます。

次に、その下、目2街路事業費、説明欄の八丁台街路事業（交付金事業）でございますが、都市計画道路中館・八丁線道路改良舗装工事の事業費増に伴い、1,500万円の増額補正をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） わかりました。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第7号の採決をいたします。

議案第7号「平成30年度筑西市下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第16号「道の駅グランテラス筑西条例の制定について」審査してまいります。

道の駅整備課から説明願います。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） よろしく申し上げます。

○委員長（小島信一君） 伊坂道の駅整備課長、お願いします。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） 議案第16号「道の駅グランテラス筑西条例の制定について」ご説明申し上げます。平成31年2月27日提出でございます。

この条例でございますが、筑西市の地方創生の拠点となる道の駅についての設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、道の駅グランテラス筑西条例の内容についてご説明申し上げます。第1条において、この条例の趣旨について規定してございます。

第2条においては、道の駅の設置について規定し、名称、位置及び同条第2項においては、設置する施設を規定してございます。

第3条においては、管理について規定しており、同条第2項において、管理者管理は指定管理者に行わせるものと規定しております。

第4条におきましては、指定管理者の業務の内容を規定してございます。同条各号に規定しております道の駅の管理運営全般の業務を指定管理者に行わせるものでございます。

第5条においては、指定の期間について規定しており、同条第1項において、指定の期間を10年としてございます。これにつきましては、先ほど議案第3号で説明したとおりでございます。同条第2項については、指定期間の短縮に関する規定でございます。

第6条においては、開業時間及び休業日について規定してございます。開業時間及び休業日については市規則で定め、同条第2項において、指定管理者、市長の承認を受けて開業時間及び休業日を変更することができる旨規定してございます。

第7条においては、販売業務の委託について規定してございます。農産物直売施設及び物産販売施設、飲食物提供施設、食品加工施設において飲食物等の販売業務または食品の加工業務を受託する者は、指定管理者と受託契約を締結しなければならない旨を規定しており、同条第2項は、販売業務の委託に伴い生じる保証金に関する規定でございます。

第8条においては、施設の貸し付けについて規定しており、飲食物提供施設において施設の一部を借り受けしようとする者は、借り受けしようとする者、市、指定管理者の間において、当該3者による賃貸借契約を締結しなければならないとしており、同条第2項は、賃貸借契約に伴い生じる賃料及び敷金の取り扱いについて規定してございます。

第9条においては、利用許可申請等について規定しております。道の駅の施設のうち別表第1第1項もしくは第3項の表左欄に挙げる施設または同表第2項の表左欄に挙げる附属設備器具を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受ける旨を規定してございます。

第10条においては、利用の制限について規定しており、利用許可施設を利用しようとする者が、同条各号の規定に該当する場合は、施設の利用を許可しない旨を規定してございます。

第11条においては、利用料金について規定をしており、施設を利用する者から利用料金を徴収する旨を規定しております。同条第2項は、利用料金は別表第1各項の表左欄及び別表第2左欄に挙げる施設の区分に応じて、当該各表右欄に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものと規定しており、同条第3項は、利用料金は指定管理者の収入として収受させる旨の規定でございます。

第12条においては、利用料金の減免について規定しており、指定管理者は公用または公益事業のため利用許可施設を利用するときなどは、別表第1各項の表左欄に挙げる利用可能施設等の利用に限り、利用料金を減額または免除することができる旨を規定してございます。

第13条においては、利用料金の返還について規定しており、指定管理者は同条各号の規定に該当する場合は、施設の利用料金のその全部または一部を還付することができる旨を規定してございます。

第14条においては、目的外利用及び利用権譲渡とその禁止について、第15条においては、利用許可の取り消し等について、第16条においては、利用者の義務について規定してございます。

第17条においては、禁止行為等について規定しており、指定管理者は同条各号の規定に該当するものに対し、道の駅への立ち入りを拒否もしくは禁止し、または違反事項の是正、行為の禁止、道の駅からの退去、物件の撤去その他必要な措置を命じることができる旨を規定してございます。

第18条においては、損害賠償について規定してございます。

第19条においては、目的外使用許可等の権限について規定しており、同条第1項は、道の駅における目的外使用許可、使用料の徴収、減免等の権限について、同条第2項では、行政財産の貸し付けまたは私権の設定の権利について、それぞれ市長にあることを規定してございます。

第20条の委任においては、必要な事項を市規則で定めるとしてございます。

附則でございますが、施行期日では、この条例は平成31年4月1日から施行すること並びに準備行為、指定管理期間特例について規定してございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） わかりました。

それでは、質疑を願います。

外山委員。

○委員（外山壽彦君） 2つ、3つあるのですが、まずお伺いしたいのは、これは道の駅グランテラス筑西条例の制定についてということで今審議しているのですが、条例まで説明しなくてもいいのかもしれないけれども、実は防災拠点機能が明記されていないのだよね、ここに。何事かあった場合には、ここを筑西市の防災拠点としたりとか、何か利用するということが全然明記されていないのだけれども、ただここで14条に目的外利用及び利用権譲渡等の禁止とかこの辺であるので、この辺で対応するつもりなのかな。それとも、道の駅をつくるときに、やっぱり筑西市ばかりではなくて、最近は防災拠点機能を兼ね備えると。さらには、交流人口のためにやるということが1つの考えがあったわけだけれども、その防災拠点機能が明記されていないなくても、別にその辺は条例の中に入れておかななくても大丈夫なのですか。まずそれを1つお伺いします。

○委員長（小島信一君） 1つね。

○委員（外山壽彦君） 一問一答でやったほうがわかりやすい。

○委員長（小島信一君） わかりました。

それでは、伊坂道の駅課長、お願いします。防災拠点機能について。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） 防災機能拠点についてなのですが、今までも議会の中で回答はしていると思うのですが、まず道路利用者がその災害に遭ったときには、そこに一時的に避難する場所。また、近隣住民の方が、やはり水害、地震とかあったときに、一時的に避難する場所としては使って、それは使うのは別に問題はないということで今までもご説明していると思います。ただ、寝泊まりとかなんとなくなりますと、やはりそこまでの設備はそろっていませんので、一時的には避難させるような体制はとれるとは思いますが。

○委員長（小島信一君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） 寝泊まりまでのあれは考えていないということなのだけれども、道路を利用する人が例えば一時的に避難する、また近隣の住民が避難するというときには、いろいろなことを想定していなければだめですね。ただ、それが大したことないのだったらいいのだけれども、例えば重大な災害があったり、その場合にはやっぱりこの中の一項目に道の駅の社長である、これでいえば筑西市長になるのだけれども、その辺の権限を与えてもいいというのを一項目入れておいたほうが。でないと、道の駅を利用する人のための条例なのだよ、これ。そうすると、道の駅を利用しないではないですか。そういう例えば防災拠点とか何かになった場合には。だから、それを誰が許可するのだということなのだ。だから、その辺はやっぱりどこかで防災の拠点機能をやるのだったら、ほかで一項目どこかへ、例えば最高責任者の権限でもってやるとかなんとかと一項目やっておいたほうが、もっと明確に道の駅の機能が果たせるのではないかというふうに思いますけれども、ここまでつくってしまったのでは、その辺追加できるかどうかわからないのだけれども、その辺はちょっと検討してみてください。

このままでも反対はしませんが、やはりそういうものを明確に打ち出しておかないと、これからの道の駅をつくるにはちょっと不安です。仮に寝泊まりする場合がありますよ。だから、寝泊まりしなければいいという問題ではなくて、寝泊まりすることも想定していなければならない。というのは、あそこにはまず調理器具がある、テーブルがある、飲み水もある、前回のあの土木部長のあれだとトイレもある、やはり何事かあった場合はあそこに集まります。だから、そういうことを想定して、そういうものも使えるように、やっぱり条例の中にちょっと一言加えておくべきだなというふうに思います。それがまず第1点。

第2点目、これなのですが、別表、一番最後のページ、7ページで、利用許可を受けて利用する施設の利用料金の限度額の中に入ると思うのですが、実は多目的とか調理室とか屋外施設とか、それからその下にあるプロジェクター、これはいいのですよね。ここでちょっと1つお伺いしておきたいのは、皆さん、道の駅当然もう何カ所も回っていると思うのですが、実は道の駅の物販を売っているのが建物の中にあります。その前に、よく露天商というか、そういうものが軒の下に結構何カ所かあるのです。あの場合の料金の設定表とか、そういうのは考えているのですか。

○委員長（小島信一君） 伊坂道の駅課長、お願いします。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） 今の7ページの3の営利等の目的により利用許可を受けて道の駅の施設の一部を利用する場合の利用料金の限度額というのが一番下にありまして、道の駅の施設のうち1の利用者当たり30平方メートルまでの区画に関して、1日当たり1万円または当該利用した日において、当該利用者が売り上げた金額の100分の15に相当する額のいずれかの高い額ということで、これはテントとか移動販売車とかも考えられるのですが、そういうものもできるような規定としてございます。

○委員長（小島信一君） 外山委員、いいですか、ちょっとかみ合っていないような感じがしましたけれども。金額を言ったのですよね、外山委員は。それで、何か伊坂さんは利用料金を言っているような感じがするのですが。

○委員（外山壽彦君） だから、利用料金というより、今課長が言われたのは、1万円かまたは当該利用した日において、当該者の売り上げた金額の100分の15に相当する額のいずれか高い額ということだよ。安いほうではなくて、高いほうだよ。ということは、よくハンバーグではないけれども、いろいろな施設があるけれども、例えば上のほうの調理室1時間当たり1,000円とかってありますよね。これより高くな

らない、実際やってみて。売り上げにもよるのだろうけれども。

○委員長（小島信一君） もう1度、もう少し、ごめんなさい、ちょっとよくわからなかったのです。もう1度、外山さん、済みません。

○委員（外山壽彦君） 通路で販売しているのがかなりあります。その利用料金は、今言った30平米1万円というところで対応するということなのかな。

○委員長（小島信一君） 伊坂課長、お願いします。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） これはあくまでも限度額ですので、この金額については第三セクターのほうで最終的に幾らと決めていくと思いますので、今限度額としては載せてありますが、もっと安くなるものかと思っております。

○委員長（小島信一君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） といいますのは、もう当然これは道の駅のほうで考えてくれていると思うのですが、よく出荷できない野菜物ってありますよね。曲がったキュウリとか、ちょっといびつなトマトだとか。僕は中できちんとしたものを売るのもいいのだけれども、あのような出荷できないものをその軒の下で価格を安くして売るというのもこれ1つだと思うのです。ですけれども、そういう販売者に余り負担がかかっても大変だろうという危惧はしているのです。そんなに施設料を取られるのだったら、ではやめたということになってしまいますので、その辺は臨機応変にやっていただきたいと思うのですが、ただ軒の下ということで、あれが意外とばかにならないのです、売り上げでも何でも。だから、その辺のことを考えて行っていただきたいと。別にこれについては今後考えていただければ結構です。

あと3つ目。

○委員長（小島信一君） はい、外山委員。

○委員（外山壽彦君） これは2ページの一番上、情報提供施設についてお伺いしたいのですが、これは何度か言っていますけれども、トイレがあります。そのトイレの前の空間を利用して、あそこに情報提供する場所を設けるのだということを議会で答弁されています。そうしますと、例えばきょういただいたようなこういう茨城クラフトとか、こういうものを幾つか張ったり、筑西市の地図を張ったり、それから名物とかうまいものとか、そういうのを張るとか。ここにプラスしてもらいたいのは、ただこのトイレの前で、例えばここは芸術がたくさん出ていますよね。板谷波山記念館は記念館であるのですが、例えばここへ来なくても道の駅でちょっとしたもの、レプリカでも何でもいいですから、そういうものを森田茂先生の絵とか、飯野農夫也さんの絵とか、そういうのはぜひ情報発信基地のところへ掲示してもらいたい。それについては、前に聞きましたけれども、それはあくまでもこの情報、トイレのところの情報の提供施設の中で行うということなのですか。それでそこで十分間に合うのですか。

○委員長（小島信一君） 伊坂整備課長。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） 今議員さんがおっしゃったのは、トイレの情報提供施設につきましては、基本的には道路情報の提供になります。それにあわせて市の情報もそこにも置かせてもらうということではありますが、市としてもベーカリー等がありまして、そこも市の情報提供施設としていますので、またそこにコンシェルジュを置いて、市の情報なども直接言葉でお話しできるようにも考えております。

○委員長（小島信一君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） この条例について反対するものではないです。でも、今まで本会議のほうで一般

質問なり執行部の考え方を聞いてきて、これ交流の目的もしていますよね。一番いい大きなこれ、その道の駅をつかって、いかにこの交流人口をふやして、それで定住させるかとか、来てもらいたいというのが大きな目的だと思うのです。それで、前に以前の一般質問で聞いたときには、その中のスペースを利用して展示するような方法を考えていますと言われたのです。議事録を後で見てもらいたいと思いますが、そうすると、きょうここで質問しているのは大分トーンダウンしてしまっているのです。

やっぱりこれは交流を目的とするのだったら、そういうものをPRする必要があるだろうということで、私が最初質問に立ったときには、この情報提供する場所はどこですかということで聞いたら、トイレの前にスペースがあるので、その中で何とか提示をしていきたいという答弁があったのですが、それはやっぱりきちっとその辺は交流人口をふやすためだったら、筑西市の今度PRするというのを物すごく大事だと思うのです。例えばサケが遡るとか、例えばそういうものもあります、文化的な。それから、この歴史のこともありますし、そういうのをやっぱり今回はそういうことで、ここまで来てしまっているのだったら、改めてつくるということはできないと思うのですが、その辺は一応考えていってもらわないと、何のための道の駅だかわからなくなると思うので、とりあえず答弁してもらえれば。

○委員長（小島信一君） では、部長のほうから、猪瀬部長、お願いします。

○土木部長（猪瀬弘明君） 道の駅にはこういった情報発信としまして掲示パネル等もありますが、デジタルパネル関係、テレビの大型化もありますので、そういったところでこういう映像を流すとか、あとは1つ、道の駅はガラスが物すごく多いのです。ガラス。そうすると、大きな公共施設では子供さんが、お年寄りが、ガラスに衝突するということで、普通こういったシルバーのガラス衝突防止というのがあります。その衝突防止、周りに銀色だけではちょっと物足りないということで、担当者にはちょっと今現在検討中なのですが、板谷波山先生のこういったつぼ、皿とかありますけれども、そういったカラーリングができないかどうかとか、そういったもので今前向きにちょっと設置ができるように、小さいころからもうそういったものを見ても筑西市民、あとは来客者が見て覚えるということをちょっと考えろということで、今現在指示しております。

以上です。

○委員長（小島信一君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） 確かにその映像を流すということはいいことだわ。色もそう。ただ、最後に一言言っておきますが、どうも何かその文化勲章受章者が2人いるのです、ここは。森田茂先生がいるわけです。どうも板谷波山さんが先行されていて、茨城県では横山大観と森田茂と波山しかいないのです。それが板谷波山、板谷波山と言っているのです。

○委員長（小島信一君） 外山委員、もうちょっと質問をまとめて圧縮して。よろしいですかね。

（「十分伝わったと思う」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今外山さんのほうから言われた防災拠点、これについては私も気にはしているのですが、道の駅に附属的な防災拠点というのはどうなのですか。私は今のほぼ完成に近い工程の中では、これから防災拠点というのは難しいと思うのですが、防災拠点のイロハというか、どういうものがありますか。私は難しいと思うのですが。

○委員長（小島信一君） 伊坂整備課長、お願いします。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） 防災拠点につきましては、ほかの道の駅につきましては防災倉庫をつくって、そこに備蓄して、またトイレ等に関しても、実際に水が来ない、電気も来ないとなった場合には、下水道とかの配管を利用して、もうそこに直接そういうトイレのあれもできるとかという施設もありますし、あとはベンチをよけると、そこで炭とかを使って御飯を炊けたり料理もできたりと、そういうのがあるところもございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 私が言いたいのは、今もう既に設計もでき上がり、施工が進んでいる中で今さら、今さらということはないのですが、防災ですから。ただ、防災拠点にするという、そういうお墨つきをもらうためには、まだまだ設計変更やら施工費やら、えらい予算がかかるわけでしょう。ということですね。それを聞きたかった。

もう1つ。外山委員さんが今文化功労者のお名前を出して情報発信するのだというけれども、発信の方法というのをまかり間違えば、この文化功労者のプライドを傷つけますよと思うのです。情報発信というのは、自分たちのまちの功労者とか、名声を誇った人を案内する方法もトイレの前のあの情報発信基地という場所を使わなくたってできるわけですから、その辺よく考えて、情報発信という名前になると物すごく広いあれになるのです。ですから、自分たちのまちの有名な方を標榜しよう、PRしようはいいのですが、場所とかいろいろ考えて、何でもかんでも道の駅のここでやるのだということは、私はしてほしくないということを意見として言っておきます。

○委員長（小島信一君） では、1問目の質問はどうします。だけね。

では、最初の変更できるかということですよ。伊坂整備課長。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） 今の時点では無理です。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

そのほか。

金澤委員。

○委員（金澤良司彦君） 先ほど外山委員から話がありましたその農産物の規格外のやつをその道の駅の施設内で売ることができるかできないか。あと、その場合に、協議会があります、農産物の。その中に入らなければ売れないのか。それとも、もともとそういう規格外を売るあれはないのか、その辺ちょっとお願いします。

○委員長（小島信一君） 伊坂課長、お願いします。

○道の駅整備課長（伊坂保宏君） 今後検討します。

○委員長（小島信一君） よろしいですか、金澤さん。

○委員（金澤良司彦君） はい。

○委員長（小島信一君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第16号の採決をいたします。

議案第16号「道の駅グランテラス筑西条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 2 5 分

再 開 午前 1 1 時 3 3 分

○委員長（小島信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、上下水道部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第 4 号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち上下水道部所管の補正予算について審査してまいります。

初めに、下水道課より説明願います。

○下水道課長（大林 弘君） よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 大林下水道課長、よろしくお願いします。

○下水道課長（大林 弘君） 下水道課長の大林です。よろしくお願いします。着座にてご説明いたします。

それでは、議案第 4 号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち下水道課所管の補正予算につきましてご説明いたします。28ページ、29ページをお開き願います。事項別明細書の歳出でございます。款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 5 公共下水道費、説明欄、公共下水道事業特別会計繰出金において 2,896万円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、公共下水道事業特別会計において、前年度繰越金及び一般会計からの繰入金を財源とする事業費が確定したことによるものでございます。減額補正額2,896万円につきましては、平成29年度繰越金 1 億2,353万1,928円から公共下水道事業の自主財源であります受益者負担金分担金の前納分、それから平成30年度の繰越金、繰入金、雑入等の合計 9,457万1,068円を差し引いた額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。交代です。

それでは、次に農業集落排水課から説明願います。

枝農業集落排水課長、お願いします。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 農業集落排水課長の枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

上下水道部所管の一般会計補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書の24ページ、25ページをお開き願います。款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 6 農地費、節28繰出金でございます。ページを返していただきまして、説明欄、上から 3 番目、農業集落排水事業特別会計繰出金476万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、農業集落排水事業特別会計において、前年度繰越金及び一般会計

からの繰入金を財源とする事業費が確定したことによるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で経済土木委員会に付託されました議案第4号につきましては、各部の説明、質疑を終了いたしましたので、これより採決いたします。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち経済土木委員会所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第5号「平成30年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について審査いたします。

下水道課から説明願います。

大林下水道課長、お願いします。

○下水道課長（大林 弘君） それでは、着座にてご説明いたします。

議案第5号「平成30年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,161万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,076万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正、第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。第2表、継続費補正、1、変更でございます。款1項1下水道事業費、事業名、公共下水道建設事業（中之島汚水中継ポンプ場電気設備更新）につきまして、事業費が確定したことにより継続費の変更をお願いするものでございます。変更の内容は、総額を1,624万3,000円減額し、1億4,381万3,000円とし、年割額を平成30年度が4,314万4,000円、平成31年度を1億66万9,000円とするものでございます。

次に、第3表、繰越明許費でございます。款1項1下水道事業費、事業名、流域下水道事業につきまして、523万3,000円の予算の繰り越しをお願いするものでございます。これにつきましては、県において鬼怒小貝流域下水道事業及び小貝川東部流域下水道事業に係る建設事業を繰り越したことに伴う建設事業負担金の繰り越しでございます。

次に、第4表、地方債補正、1、変更でございます。起債の目的は、公共下水道事業、流域下水道事業並びに下水道企業会計適用債の3件でございます。いずれも事業費の確定により起債限度額の減額をお願い

いするものでございます。公共下水道事業は200万円を減額し、限度額を1億8,730万円に、流域下水道事業は220万円を減額し、限度額を750万円、下水道企業会計適用債は150万円を減額し、限度額を1,190万円にさせていただくものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款3国庫支出金、項2交付金、目1下水道事業交付金、説明欄の2、社会資本整備総合交付金355万6,000円の減額補正及びその下の款4県支出金、項1県補助金、目1下水道事業補助金、説明欄の1、下水道整備支援事業費補助金150万円の増額補正をお願いするものでございます。いずれも対象事業費の確定に伴い、交付金、補助金の額が確定したことによるものでございます。

次に、款6繰入金、項1目1節1一般会計繰入金2,896万円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、先ほど一般会計のほうで説明したとおりでございます。

次に、項2目1節1基金繰入金530万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、各事業費の確定等に伴い下水道建設事業基金繰入金において財源調整を行うものでございます。

次に、款7項1目1節1繰越金7,353万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、前年度の公共下水道事業特別会計の決算が確定したことによるものでございます。

次に、款9項1市債、目1下水道事業債570万円の減額補正をお願いするものでございます。いずれも対象事業費の確定によるものでございます。節1の公共下水道事業債につきましては、事業費の確定に伴い200万円の減額をお願いするものでございます。

次に、節2流域下水道事業債につきましては、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道事業に対する建設事業負担金の確定に伴い、220万円の減額をお願いするものでございます。

次に、節8下水道企業会計適用債につきましては、下水道企業会計移行事業に係る移行事務支援委託料の確定に伴い、150万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款10項1目1節1寄附金10万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、下水道事業に対する1件の寄附金があったものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1項1下水道事業費、目1下水道総務費、説明欄、下水道一般事務費3,665万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、前年度繰越金及び各事業費が確定したことにより、下水道建設事業基金に積み立てるものでございます。

同じく説明欄、その下の公共下水道促進事業に寄附金を財源として備品を購入するため、10万円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄、下水道企業会計移行事業152万円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、移行事務支援委託料の確定によるものでございます。

次に、目2下水道施設管理費、説明欄、公共下水道施設維持管理事業でございますが、補正額はございませんが、財源の組み替えをお願いするものでございます。

同じく説明欄、流域下水道施設維持管理事業に397万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、県が行う鬼怒小貝流域下水道及び小貝川東部流域下水道事業に対する維持管理負担金の額が確定したことによるものでございます。

次に、目3 公共下水道建設事業費、説明欄の公共下水道建設事業でございますが、補正額はございませんが、財源の組み替えをお願いするものでございます。

同じく説明欄、流域下水道事業759万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、県が行う鬼怒小貝流域下水道事業及び小貝川東部流域下水道事業に対する建設負担金が確定したことによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第5号の採決をいたします。

議案第5号「平成30年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第6号「平成30年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について審査します。

農業集落排水課から説明願います。

枝農業集落排水課長、お願いします。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第6号「平成30年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,352万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,089万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正、第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

初めに、6ページ、7ページをお開き願います。第2表、継続費補正、1、変更でございます。款8項1 農業集落排水事業費、事業名、木戸地区農業集落排水処理施設機能強化事業につきましては、事業費が確定したことにより継続費の変更をお願いするものでございます。変更の内容は、補正前総額1億8,355万円から1,539万4,000円を減額し、補正後総額1億6,815万6,000円とし、補正前平成30年度年割額1億2,440万円を補正後平成30年度年割額1億900万6,000円とするものでございます。

次に、第3表、地方債補正、1、変更でございます。起債の目的は、農業集落排水事業及び農業集落排水企業会計適用債の2件で、いずれも事業費の確定により起債限度額の減額をお願いするものでございます。上段の農業集落排水事業は、補正前限度額2億7,490万円から2,680万円を減額し、補正後限度額2億4,810万円に、その下の農業集落排水企業会計適用債は、補正前限度額2,210万円から130万円減額し、補正後限度額2,080万円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1農業集落排水事業分担金、説明欄1、農業集落排水事業受益者分担金364万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、今年度の河間北部地区処理施設建設事業費が確定したことによるものでございます。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1農業集落排水事業補助金、説明欄1、農業集落排水事業補助金3,161万円の減額補正及び2、りん除去支援事業費補助金24万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。いずれも補助対象事業費の確定に伴い、補助金の額が確定したことによるものでございます。

次に、款5繰入金、項1目1節1一般会計繰入金476万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、前年度繰越金及び一般会計繰入金を財源とする事業費が確定したことによるものでございます。

次に、項2目1節1基金繰入金24万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、りん除去支援事業費補助金が減額となったことに伴い財源調整を行うため、農業集落排水事業基金繰入金を増額するものでございます。

次に、款6項1目1節1繰越金1,459万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、前年度の農業集落排水事業特別会計の決算が確定したことによるものでございます。

次に、款8項1市債、目1節1農業集落排水事業債2,680万円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、河間北部地区処理施設建設事業費及び木戸地区処理施設機能強化事業費の確定によるものでございます。

その下の節2農業集落排水企業会計適用債130万円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、移行支援事務委託料の確定によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水総務費、説明欄、農業集落排水事業基金積立事業に1,111万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳としまして、前年度繰越金及び各事業の確定により農業集落排水事業基金積立金として1,099万6,000円、地方債償還利子の確定により農業集落排水事業減債基金積立金として11万8,000円をそれぞれ積み立てするものでございます。

その下の農業集落排水処理施設維持管理経費につきましては、補正額はございませんが、財源の組み替えをお願いするものでございます。

その下、農業集落排水企業会計移行事業129万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、移行事務支援委託料の確定によるものでございます。

次に、目2農業集落排水建設事業費、説明欄、河間北部地区農業集落排水処理施設建設事業4,782万円の減額補正、その下、木戸地区農業集落排水処理施設機能強化事業1,540万円の減額補正をお願いするもので、いずれも各事業費の確定によるものでございます。

次に、款2項1公債費、目2利子、説明欄、地方債償還利子11万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、償還利子の額の確定によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） わかりました。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第6号の採決をいたします。

議案第6号「平成30年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第17号「筑西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」審査します。

水道課から説明願います。

国府田水道課長、お願いします。

○水道課長（国府田裕司君） 水道課の国府田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第17号「筑西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、学校教育法の一部改正を受け、水道法施行令及び技術士法施行規則が改正されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に変更が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うことになったほか、技術士第2次試験の選択科目のうち、水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることになったものでございます。

まず、第3条第3号中、短期大学の次に同法の規定による専門職大学の前期課程を含むを、卒業した後の次に、専門職大学前期課程にあつては、修了した後を加え、同条第8号中、または水道環境を削るものでございます。

次に、第4条第2号中、卒業した後の次に専門職大学前期課程にあつては、修了した後を、同条第3号に規定する学校を卒業した者の次に、専門職大学前期課程にあつては、修了した者を加えるものでございまして、同条第4号及び第5号につきましても、第2号と同様に改正するものでございます。

裏面をごらん願います。最後に、附則でございますが、第1項では、この条例の施行日を平成31年4月1日とするものでございます。第2項では、経過措置といたしまして、施行の日前に行われた技術士第2次試験の上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択した者は、上水道及び工業用水道を選択したものとみなすこととしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） わかりました。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第17号の採決をいたします。

議案第17号「筑西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で経済土木委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

〔執 行 部 退 席〕

○委員長（小島信一君） 本委員会の審査結果報告等につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） それでは、以上をもちまして経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時 2分